

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

3月号 Vol. 74

今月の SMILE

コロナはいつ終わる？

まいど おおきに！

駐在員の皆さん、今年は“就地过年”(この意味を知らない方は、弊誌の前月号をご覧ください)で、駐在の地で春節を迎えた方が多かったのではないのでしょうか？いかがでしたか？

日中間の往来ができない理由は、中国に戻った際の隔離だと思えます。そこで今月は、中国で権威のある方が、中国の現在のコロナの情况及び今後の隔離についての考え方を紹介します。

中国工程院の中医学者であり、コロナに関しては非常に著名な張伯礼氏は、2月23日の夜、健康時報の記者とのインタビューで、次のように述べています。「エピデミックの予防と管理の状況は、現在、比較的楽観的になっています。特に暖かくなる3月には、エピデミックはさらに落ち着いてくると思います。」

確かに2021年2月22日から発生した黒竜江省綏化市望奎県のリスクレベルは、中リスク地域から低リスク地域に調整され、国の中高リスク地域がゼロとなりました。同時に、2月23日現在、9日間連続して新たな確認症例はありません。張氏は続けて、「包括的な分析によると、今年のエピデミックの予防と管理の全体的な状況は着実に改善するでしょう。現在、国際的にもエピデミックは着実に減速しており、国内は正常になっています。いわゆるターニングポイントとしては、新たな地域の症例や高中リスクレベルの危険地域が発生しないことです。現状ではエピデミックへの予防と管理を正常化し、仕事と学校を整然に再開し、徐々に通常の生活に戻ってもいいと考えます。」

一方、一部の人々がまだ、流行は抑制されたものの、依然として再発の恐れが残っており、流行前の生活に戻ることは難しいのではないかと問う問いに対して、張氏は、「その日はそれほど遠くないでしょう。年末には、この流行はより正常になり、流行前のレベルにほぼ戻ることができると思います。」と述べました。さらに張氏は、「ターニングポイントが来ていますが、予防と管理を緩めることはできません。エピデミック対策期間中に形成された優れたシステムと習慣を失うべきではありません。集会を避け、社会的距離を保ち、頻繁に手を洗い、頻繁に換気するという良い習慣は、これからも維持すべきです。予防と制御から、次のタスクは、通常の予防と精緻な予防を組み合わせることです。人から人への感染や物から人への感染を含む外国からの輸入防止が依然として焦点となっており、税関検疫や帰還者の隔離などの措置を継続する必要があります。」、ということで、中国の権威ある方は、外国からの帰還者への隔離措置はまだ続けなければならない、というお考えのようです。トホホ・・・

それでも我々は、最後に絶対、コロナに勝つ！！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国 1月PPIは前年比+0.3%、1年ぶり上昇 CPIは低下

中国国家统计局が発表した1月の生産者物価指数(PPI)は前年比 0.3%上昇と、1年ぶりに上昇に転じた。伸び率は 2019年 5月以来の大きさを工業部門の回復の勢いが増していることを示した。ロイターがまとめたアナリスト予想は 0.4%上昇。12月 は 0.4%低下していた。ANZのアナリストは、PPI上昇は原材料価格の上昇が原因と指摘し、向こう数カ月は上昇基調が続くとの見方を示した。

消費者物価指数(CPI)は前年比 0.3%低下。アナリストの予想は横ばい。12月 は 0.2%上昇していた。生産段階のコストが消費者コストを上回るのは 2年余りぶり。キャピタル・エコノミクスのアナリストはレポートで、CPIがマイナスになったのは主に前年の水準が高かったベース効果によると分析し、春節(旧正月)関連の需要により2月は大きく反転する公算が大きいとの見方を示した。CPIは第2・四半期末までに 2%程度上昇する可能性が高いとした上で、「中国人民銀行(中央銀行)が警戒を強めることはないが、信用リスク管理への注力は正しいと改めて主張するだろう。そのため今年中に政策を引き締めるとみている」と指摘した。

今年の中国経済は 8.4%成長となる見通し。ただし、先月から首都北京周辺で新型コロナウイルスの感染が再拡大しており、生産の一時中断に対する懸念が高まっている。中国は貿易統計や鉱工業生産、小売売上高などの主要指標について、1月分の公表は行わず、3月に1—2月分をまとめて発表する。このため、市場が中国経済の状況进行评估する手掛かりは少ないことになる。

29の省の2020年GDPと2021年GDPの成長目標が公表

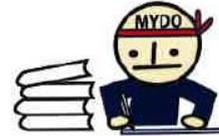
2月2日までに、河北、黒龍省を除いた残りの 29の省の政府の業務報告書の中で、2021年の経済成長の予想目標が公表されました。全体的に見ると、29の省が設定した 2021年の GDP成長目標は、いずれも 6%を下回らず、湖北、海南省が設定した GDP成長目標は最高で 10%以上となっています。上位三位までの経済大省の GDPの伸び目標は、いずれも 6%以上となっています。GDP総量から見ると、広東、江蘇、山東がトップ 3になり、この 3つの経済大省の 2021年の GDP成長目標はいずれも 6%以上でした。このうち、「粵トップ」(廣東省)は、2020年の GDPが初めて 11兆元の大台を超え、前年同期比 2.3%増となりました。「蘇大強」(江蘇省)は、2020年の GDPが初めて 10兆元の大台を突破し、前年比 3.7%増となりました。そして「魯大壯」(山東省)は、2020年の GDPは 73,129億元で、前年より 3.6%伸びました。

注:GDP(国内総生産)とは、国内の生産活動による商品・サービスの産出額から原材料などの中間投入額を控除した付加価値の総額です。

省份	2020年GDP(億元)	2020年GDP増速	2021年GDP目標
广东	110760.94	2.3%	6%以上
江苏	10.27万	3.7%	6%以上
山东	73129	3.6%	6%以上
浙江	64613	3.6%	6.5%以上
河南	54997.07	1.3%	7%以上
四川	48598.76	3.8%	7%以上
福建	43903.89	3.3%	7.5%左右
湖北	43443.46	-5.0%	10%以上
湖南	41781.49	3.8%	7%以上
上海	38700.58	1.7%	6%以上
安徽	38680.6	3.9%	8%
河北	36206.9	3.9%	尚未公布
北京	36102.6	1.2%	6%以上
陕西	26181.86	2.2%	6.5%左右
江西	25691.5	3.8%	8%左右
辽宁	25115	0.6%	6%以上
重庆	25002.79	3.9%	6%以上
云南	2.45万	4.0%	8%以上
广西	22156.69	3.7%	7.5%以上
贵州	17826.56	4.5%	8%左右
山西	17651.93	3.6%	8%
内蒙古	17360	0.2%	6%左右
天津	14083.73	1.5%	6.5%
新疆	13797.58	3.4%	6.5%左右
黑龙江	13698.5	1.0%	尚未公布
吉林	12311.32	2.4%	6%-7%
甘肃	9016.7	3.9%	6.5%
海南	5532.39	3.5%	10%以上
宁夏	3920.55	3.9%	7%以上
青海	3005.92	1.5%	6%以上
西藏	1902.74	7.8%	9%以上

来自各地统计局、政府工作报告
制表人: 李金磊





2020 年個人所得税確定申告に関する公告

国家税務総局は 2021 年 2 月 8 日付で、2020 年度の個人所得税確定申告に関して、「2020 年度の個人所得税総合所得に係る年度確定申告事項に関する公告」(国家税務総局公告 2021 年第 2 号)を公布しました。2020 年度終了後、居住者個人は 2020 年 1 月 1 日～12 月 31 日までに取得した総合所得を税務機関に申告し、税金の還付或いは追加納税の手続きを行う必要があります。主な内容は、以下の通りです。

1、年度確定申告の計算公式

2020 年度確定申告による還付・追納税額 = 「(総合所得収入額 - 60,000 元 - 三险一金など専項控除 - 子女教育費などの専項附加控除 - 法律によるその他控除 - 寄付) × 適用税率 - 速算控除数」 - 2020 年納付済み税額

2、確定申告が不要となる納税者

非居住者個人、及び以下のいずれかの状況に該当する居住者個人

- ① 追加納税が必要あるが、年度総合所得が 12 万元を超えない場合
- ② 年度追加納税額が 400 元を超えない場合
- ③ 予納税額と年度納付すべき額と一致する場合、或いは還付を申請しない場合

3、確定申告が必要となる納税者

以下のいずれかの状況に該当する居住者個人

- ① 予納税額が年度税額を超える、且つ還付が必要となる場合、
- ② 年度総合所得収入額が 12 万元を超える、且つ追加納税額が 400 元を超える場合

4、確定申告で控除できる支出

2020 年度が発生しており、納税者による控除未申告或いは控除漏れの支出

- ① 納税者及びその配偶者、未成年の子女により発生した条件を満たす重病医療の支出
- ② 条件を満たす子女教育、継続教育、住宅ローン利子或いは住宅家賃、老人扶養専項附加控除、及び基礎控除、専項控除、その他法に定める控除
- ③ 条件を満たす寄付支出

5、申告期間

2021 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までとする。

中国国内に住所のない納税者が 2021 年 3 月 1 日までに出国する場合、出国する前に確定申告手続きを行うことができる。

6、申告方法及び申告ルート

- ① 納税者自ら申告
- ② 源泉徴収義務者による代行申告
納税者は、2021 年 4 月 30 日以前に源泉徴収義務者と書面又は電子などの方式による確認を行い、追加の資料を提出する
- ③ 委託された企業や個人などによる代行申告

7、申告ルート

携帯電話の個人所得税 APP、自然人電子税務局、郵送または所轄税務の窓口で申告手続きを行う

8、申告関連資料の保存

納税者および申告代行を行う源泉徴収義務者は、年度確定申告書や納税者の総合所得、控除、納付済み税額及び税収優遇などの関連資料を、調査に備えて、確定申告後 5 年間保存する必要があります。

会社が従業員の確定申告を代行する場合、申告関連資料を会社で保存しなければなりませんので、ご留意願います。



企業会計準則第14号-収益(改訂)について 第5回 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

いつものように、最初に新収益基準の構造を再度確認します。

新収益基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスを顧客に移転し、その移転と交換に企業が権利を得ると見込まれる対価の額で描写するように、収益を認識することにあります。当該原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップが用いられています。

ステップ1:顧客との契約を識別する→新収益基準では主に第2章第5-8条

ステップ2:契約における履行義務を識別する→新収益基準では主に第2章第9-13条

ステップ3:取引価格を算定する→新収益基準では主に第3章第14-19条

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する→新収益基準では主に第3章第20-25条

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

前月号では、新収益基準の第3章の「計量」の後半部分のステップ4の「契約における履行義務に取引価格を配分する」を取り上げましたが、今月号は第2章の「認識」の中のステップ5にあたる「履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する」を取り上げます。

1. 履行義務の充足に関する判定(新収益基準第9条)

新収益基準では、財・サービスを顧客に移転することにより収益を認識するとして、契約における取引開始日に、履行義務が一時点で充足されるか、履行義務が一定期間にわたり充足されるか、のいずれかを判定し、その充足に応じて収益を認識することとしています。

2. 一定期間にわたり充足される履行義務とは(新収益基準第11条)

一定期間内にわたり充足される履行義務とは、以下の条件のいずれかに該当する場合となります。

- ①企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が企業の契約の履行によってもたらされる経済的利益を獲得しかつ消費することができる。
- ②顧客が、企業の契約における義務を履行する過程において、対象となる財・サービスを支配することができる。
- ③企業の契約における義務の履行中に産出された財・サービスは他の用途に使うことができないことを有し、また企業契約期間全体にわたって、今までに累積した履行済み部分の対価を収受する法的拘束力のある権利を有することができる。

3. 履行義務の充足に係る進捗度(新収益基準第12条)

一定期間にわたり履行義務を履行する場合、企業は、履行進捗を合理的に確定できない場合を除き、その期間内の履行進捗に応じて収益を認識しなければなりません。企業は、財・サービスの性質を考慮し、アウトプット法またはインプット法を採用して、履行の進捗を適切に確定しなければなりません。その中で、アウトプット法は、顧客にすでに譲渡された財・サービスを根拠に、顧客的価値で履行進捗を確定する方法を指し、インプット法は、企業の履行義務の履行を根拠として、履行進捗を確定する方法を指します。類似の状況下での類似の履行義務に対して、企業は同じ方法を採用して履行の進捗を確定しなければなりません。また当該履行の進捗が合理的に確定できない場合には、企業のすでに発生した原価の求償の見積を、履行の進捗が合理的に確定できるまで、発生した原価の金額に応じて収益を認識しなければなりません。

4. 一定時点で充足される履行義務(新収益基準第13条)

ある一定時点で履行される履行義務について、企業は、顧客が関連商品の支配権を取得した時点で、収益を認識しなければなりません。顧客が商品の支配権を取得したかどうかを判断する場合、企業は次の兆候を考慮しなければなりません。

- ①企業はその時点で当該財・サービスの支払いを受け取る権利を有する。つまり、顧客は当該財・サービスの支払い義務を同時に有する。
- ②企業がすでに当該財・サービスの法定所有権を顧客に転移したこと。すなわち、顧客は当該財・サービスの法的所有

権をすでに保有していること。

- ③企業がすでに当該財・サービスを顧客に転移したこと。すなわち顧客は、すでに当該財・サービスを現物にて占有することになったこと。
- ④企業がすでに当該財・サービスの所有権上の主なリスク及び果実(利益)を顧客に転移したこと。すなわち、顧客はすでに当該財・サービスの所有権上の主なリスクと果実(利益)を取得したこと。
- ⑤顧客が当該財・サービスを受け入れたこと。
- ⑥顧客が当該財・サービスの支配権をすでに取得したことを示すその他の兆候があること。

来月号では、第4章の「契約コスト」を取り上げます。

SMILE 経営塾

経営者のタイムマネジメント

今年最初の経営メモです。おおよそ先行き不安のある時代だからこそ、或いは、コロナ禍の今だからこそあえて見直したい経営者のタイムマネジメントを述べたいと思います。タイムマネジメント、というと時間術なわけですから、スキマ時間をどう活用するか？スマホをどう活用するか？という話になりそうですが、そうではなく今回はもう少し本質的な話でまとめないと思います。経営トップはもちろんのこと、マネジメントにかかわる方は、仕事での自分の時間を3つに区分して使うべきではないでしょうか？これは明確に意識して使うのがよいと思います。

一つ目は、「機会追及の時間」

二つ目は、「現状維持の時間」

三つめは、「問題解決の時間」

●「機会追求の時間」…組織のために使う時間

顧客獲得の戦略を考える、新規事業の構想を練る、人材採用や教育など、将来の成功を獲得するために使う時間

●「現状維持の時間」…現在の事業を維持するために使う時間

進捗報告のための会議や現場視察、お客様訪問など、重要ではあるが事業の成長にはつながらない時間

●「問題解決の時間」…問題が発生した時に対処するための時間

クレームや事故といったトラブルの他、自然災害への対応など、通常に戻るために使う時間

(参考文献「できる社長は『これ』しかやらない」小宮一慶／PHP 研究所)

結論から言えば、機会追及の時間を最大化するべきですね！

経営者は会社の将来を作ることが仕事なので、未来のために使う時間を意識的に増やすことが大切です。さて、最後になりますが、2021年の経営のキーワードを3つ挙げておきます。

2021年の経営のキーワード

1. M&A…買い手はチャンス、「成長戦略型 M&A」は今後ますます増加
2. 雇用と給料、そして副業…副業解禁は拡大するものの、短所が露呈し始める
3. DX…組織を変革し、新しい事業モデルへ転換していく「経営戦略の再構築」が重要

紙面の都合で詳細は省略致しますが、以下のWebサイトで解説していますのでご興味のある方はぜひご覧ください。

[『会計士 中村亨の「経営の羅針盤」第10回—2021年のビジネス潮流は？未来をプチ予測！』](#)

(情報提供:日本クレアス税理士法人)



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第70回：「“へば社員” 同士の、仕事の“へたな引継ぎ”は、“なし！”が“よし！”

ちょうど日本では、年度替わりの人事異動の時期ですね。
そこで今回は、こんなタイトルの“ナニワのおっちゃん語録”を掲げました。
これはあくまで、私が過去に勤めていたある中小(製造)企業での経験ですので、優秀な人材がそろった企業での風景とは異なっているかもしれませんので、念のため…。

さて、一般的な引き継ぎは、「引き継ぐ方(前任者)」と、「引き継がれる方(後任者)」が、ある一定の期間をもうけて、両者が顔を突き合わせて仕事の内容や、やり方などなどの引き継ぎ作業を行います。
ところが、無責任な“へば社員”間でのふたりの“下手な引き継ぎ”の場合は、ただただ平和な時間が流れ過ぎていきます。というのは、

- ・しっかりと引き継がねば…という意志が弱く、
- ・仕事の内容をまとめておらずばらばらで、
- ・肝心のことを忘れていることもあり、
- ・仕事以外の話題が多くなり、
- ・だらだらと時間ばかりかけて、ハイ終了！
二人の平和な時間が過ぎました。

そして後任者は、前任者がいなくなっちはじめて、必要に迫られて、一からやるしかない！ …なんてことになる。
会社としては、たまったものではありません。
だから、「引き継ぎ期間・時間」を決めておくことで、お互いに的が絞れて、いいかもしれませんね。
また、コロナ下で、「自宅で仕事をこなす」…という新しい仕事場の風景が登場しましたが、この場合は、“仕事の引継ぎ”そのものに、新しい“引継ぎ技術”が必要になってくるかもしれませんね。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>